

第5項 千葉大学における教職員の雇用

法人化後の教職員数の推移を概観すると、この間、国立大学法人の人件費に充てられてきた基幹的な運営費交付金が削減、抑制されてきた影響を千葉大学も受け、安定した雇用が確保される承継ポストで雇用される教員の数、定年退職による欠員の不補充措置などの結果として減少し、その代わりに、学長裁量経費や運営費交付金の機能強化促進分、科学研究費等を利用し、任期制・年俸制等を適用して雇用される教員の数が増加してきたとみられる。この点は、「非公務員型」の雇用により可能とされた弾力的で多様な人事制度のメリットを千葉大学も活かして教職員の数を確保してきたと評価できる一方で、安定して教育研究に従事できるポストを、将来に向けていかに確保していくかが課題となっているともいえる。

2022（令和4）年度からの第4期中期目標期間における教員人事計画においても、承継教員ポストで定年退職等により欠員が生じた場合の3年間不補充の方針は変わらず、他方で、若手教員（採用時40歳未満）、女性教員、外国人教員の採用を優先する方針とされており、引き続き、承継教員の減少を、若手教員等の雇用により埋めることで、大学全体の教員数を確保していく傾向が続くものと考えられる。

第4節 千葉大学憲章・千葉大学行動規範の制定

千葉大学は2004（平成16）年4月に国立大学法人となり、大学を運営していくための独自の理念や職員の規範を制定することを必要とした。この議論は、2005年4月に就任した古在豊樹学長のもと、同年4月から9月にかけて、役員会、教育研究評議会など各種会議で集中的に議論され、10月11日付けで、「千葉大学憲章」が正式に制定、公表された。

千葉大学憲章は、「つねに、より高きものをめざして Always Aim Higher」を理念に掲げた。これは有名なラテン語の章句である Ad altiora semper を採用したもので、千葉大学創立30周年事業として、1982（昭和57）年3月に附属図書館塔屋に設置された「やよいの鐘」に刻まれた銘を起源としている。

千葉大学憲章は、千葉大学の目標として、自由・自立の精神、地球規模の視点からの社会とのかかわりあい、普遍的な教養、専門的な知識・技術・技能、高い問題解決

能力を備えた人材の育成、などを掲げている。この目標は、のちに千葉大学の「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成の方針」(カリキュラム・ポリシー)、「入学者選抜の方針」(アドミッション・ポリシー)の3ポリシーを貫く目標として具体化された。

また、役員と教職員の行動の指針として「千葉大学行動規範」も制定された。ここでは、社会的責務の自覚、法令遵守、公正、誠実、真実および良心の尊重、高い倫理性と社会的良識に則った行動を定めている。

この千葉大学憲章と千葉大学行動規範は、2005年10月31日に千葉県政記者クラブ会見室においてマスメディアに記者会見で公表するなど、広く千葉大学の進むべき方向性を社会に対する契約として示すことになった。学内においても、ウェブページをはじめ、学内広報や大学概要、履修案内、入試広報にも利用されている。これによって役員・教職員が一体となって千葉大学の進むべき道と理念を共有することが可能となっている。

図1-1-4-1 千葉大学憲章

千葉大学憲章

●千葉大学の理念

つねに、より高きものをめざして

千葉大学は、世界を先導する創造的な教育・研究活動を通しての社会貢献を使命とし、生命のいっそうの輝きをめざす未来志向型大学として、たゆみない挑戦を続けます。

●千葉大学の目標

私たち役員と教職員は、上記の理念のもと、自由・自立の精神を堅持して、地球規模的な視点から常に社会とのかかわりあいを持ち、普遍的な教養（真善美）、専門的な知識・技術・技能および高い問題解決能力をそなえた人材の育成、ならびに現代的課題に応える創造的、独創的研究の展開によって、人類の平和と福祉ならびに自然との共生に貢献します。

1. 私たちは、学生が個々の能力を発揮して「学ぶ喜び」を見だし、鋭い知性と豊かな人間性を育んでいく自律成長を支援するために、最高の教育プログラムと環境を提供します。千葉大学は、学生と私たちがともに学ぶ喜びを生きがいと感じ、ともに成長していく知的共同体です。
2. 私たちは、学生とともに、社会で生じるさまざまな問題の本質を、事実を踏まえて深く考察し、公正かつ誠実な問題解決に資する成果を速やかに提供して、社会と文化ならびに科学と技術の発展に貢献します。
3. 私たちは、総合大学としての多様性と学際性を生かし、国内外の地域社会・民間・行政・教育研究諸機関と連携して、領域横断的研究と社会貢献を積極的に推進します。
4. 私たちは、各人の個性・能力・意欲および自主性が継続的に最大限発揮され、意欲ある人材が積極的に登用される仕組みと環境を構築し、時代の変化に応じて柔軟に大学を経営します。

2005年10月11日 制定

国立大学法人 千葉大学

図1-1-4-2 千葉大学行動規範

千葉大学行動規範

私たち役員と教職員は、千葉大学憲章の理念のもと、高等教育・研究に携わる者として社会的責務を自覚し、法令遵守はもとより、公正、誠実、真実および良心を尊重し、高い倫理性と社会的良識に則って行動します。

1. 私たちは、学生を「つねに、より高きものをめざす」知的共同体の構成員として尊重し、理解し、また学問の自由の精神に基づいて、学生と啓発し合い、互いに能力を十分に発揮し、各自が自由闊達に意見を述べられるキャンパス環境を醸成します。
2. 私たちは、千葉大学憲章の理念に基づいて大学を経営するために、絶えず変化する時代に対応して、目標・戦略を適宜かつ適切に策定し、また計画を実行します。
3. 私たちは、学ぶ喜びをもって人格の陶冶と専門分野での探究に励む学生に、安全かつ快適な学習環境・施設を提供し、またそれを積極的に整備、改善して、学生の成長支援と健康維持に努めます。
4. 私たちは、教育・研究、地域社会への貢献を円滑におこなうために、安全かつ快適な職場環境の整備に努め、自身の成長と健康維持に努めます。
5. 私たちは、地域社会との交流を深め、地域文化の形成に寄与します。また、世界の諸地域との交流に努め、教育・研究面での貢献と成果の発信を通じて、国際的相互理解を深めます。
6. 私たちは、環境との調和および資源の有効利用を図るとともに、大学および地域の自然環境の維持・保護・再生に積極的に参加します。
7. 私たちは、学生とその関係者、地域・国際社会、関係機関などに対して、大学の諸活動を積極的に公表するとともに、その公表結果の第三者評価と自己評価の結果を、教育・研究と社会貢献の推進に役立てます。
8. 私たちは、業務上知り得た機密情報や学生個人情報の適切な管理と保護に努めます。また、大学が所有する知的財産の重要性・有用性を理解し、その保護に努めるとともに、第三者の知的財産権を尊重します。

2005年10月11日 制定

国立大学法人 千葉大学